

国民健康保険の状況等について

令和元年度 第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会 資料

国民健康保険制度の抱える課題と国保改革

○ 国民健康保険制度の構造的な課題

- 1 加入者(被保険者)の年齢構成が高い
- 2 医療費水準が高い
- 3 所得水準が低い



○ 国保制度の持続可能性を高めるための国保改革(平成30年度)

・・・財政運営の都道府県単位化

都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う

○ 市町村の役割

・・・地域住民との身近な手続き等を引き続きおこなう

保険証の交付

各種申請・届出等の窓口

保険税の賦課徴収

保健事業など

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

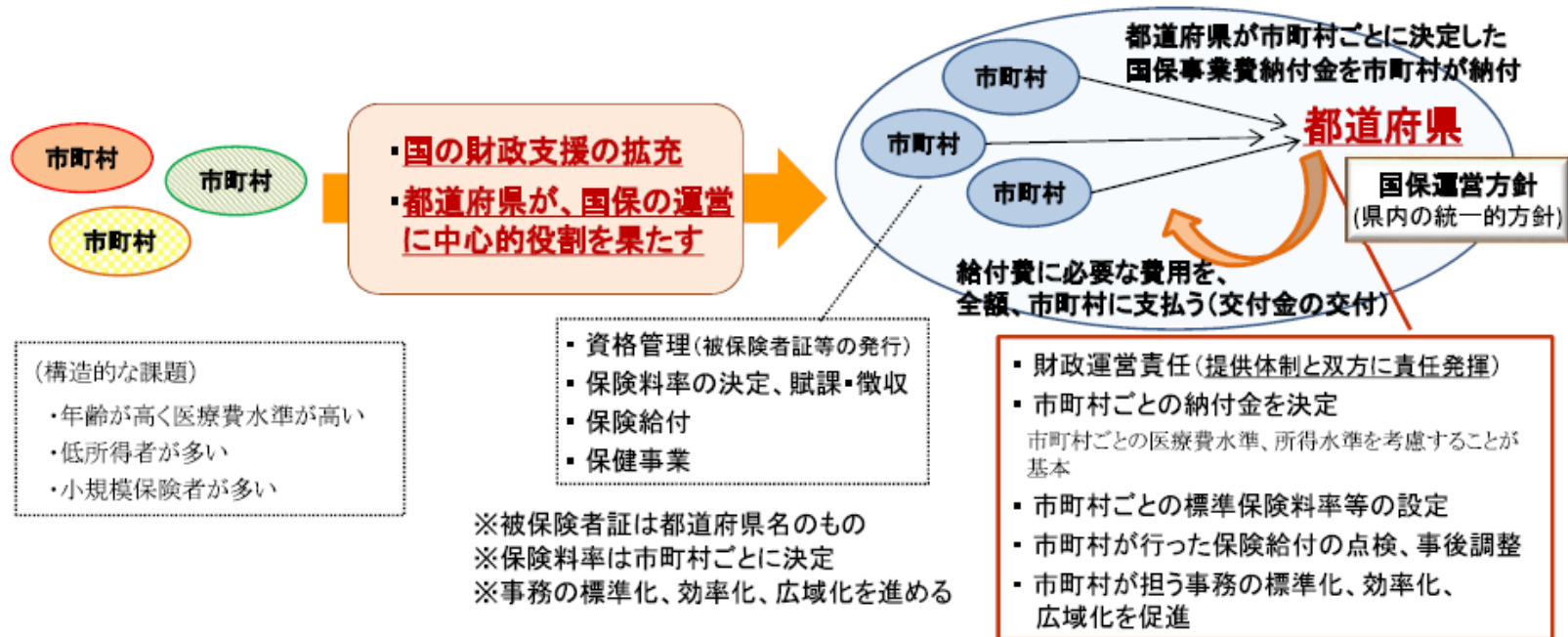
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う



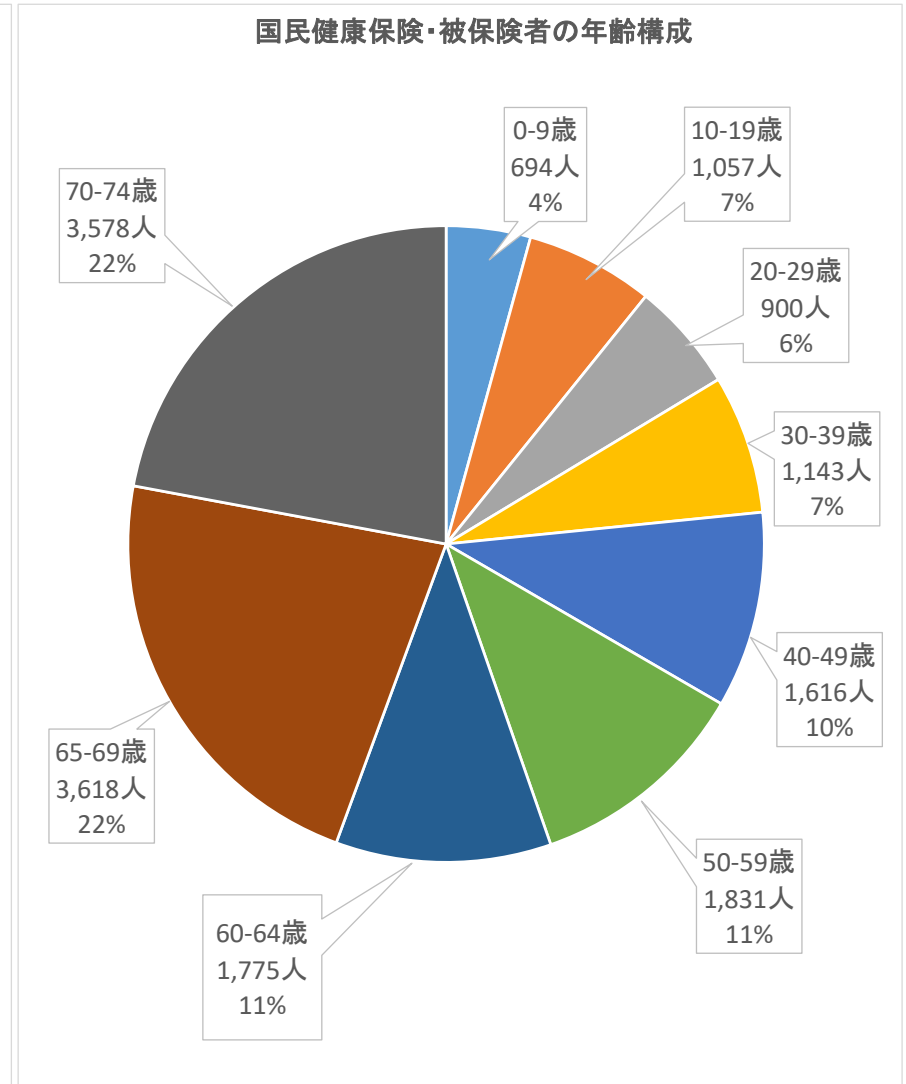
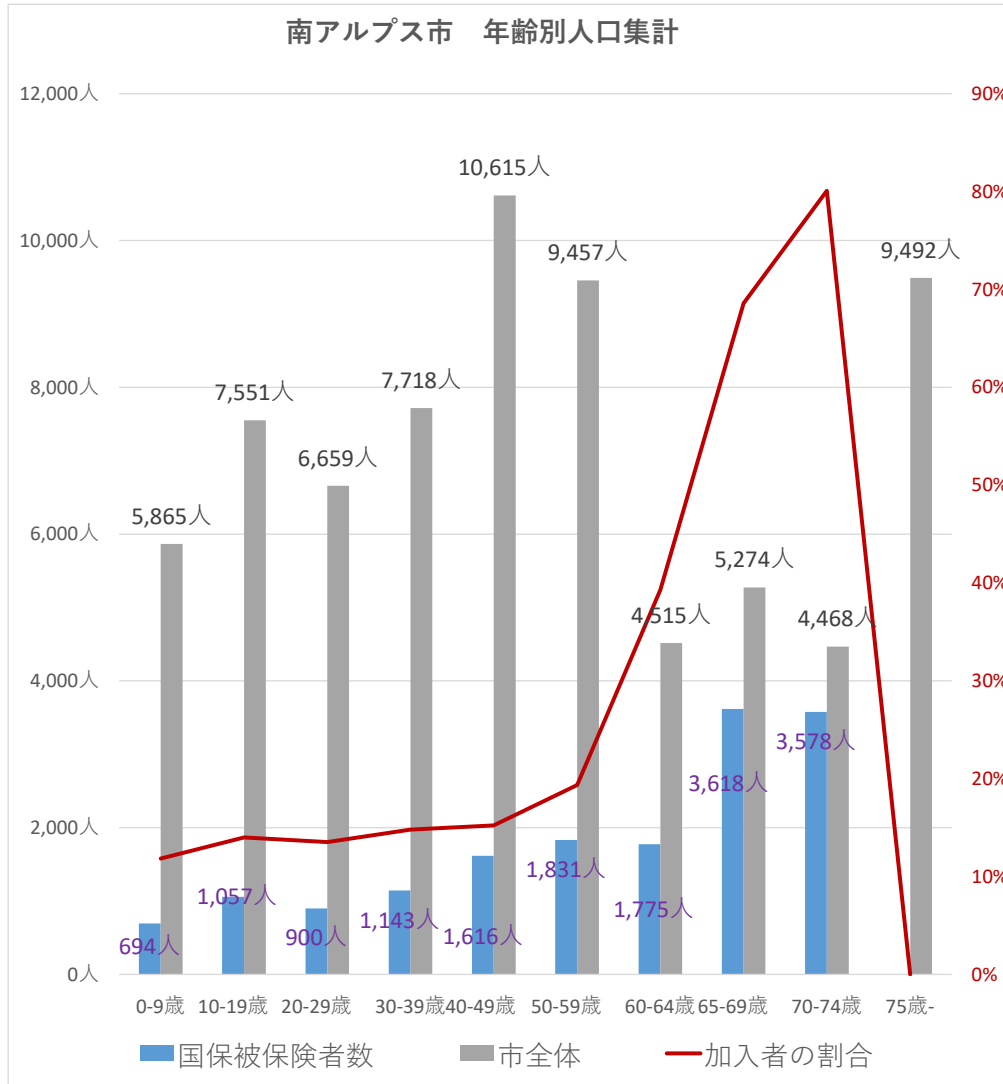
国保制度改革の概要（都道府県と市町村の役割分担）

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ▪ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ▪ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ▪ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保険給付の決定 ▪ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

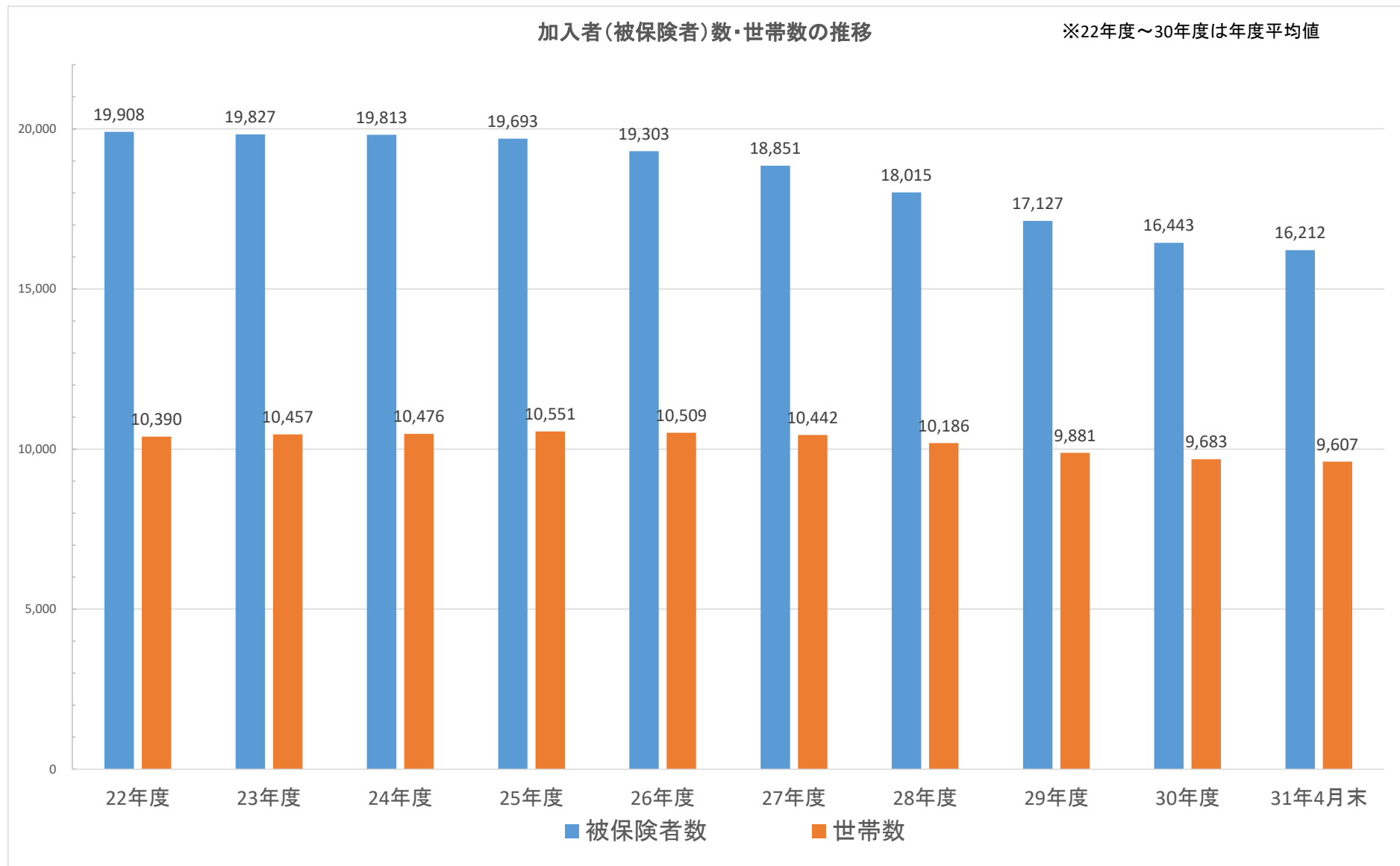
南アルプス市国民健康保険 加入者の年齢構成

(平成31年4月末現在)

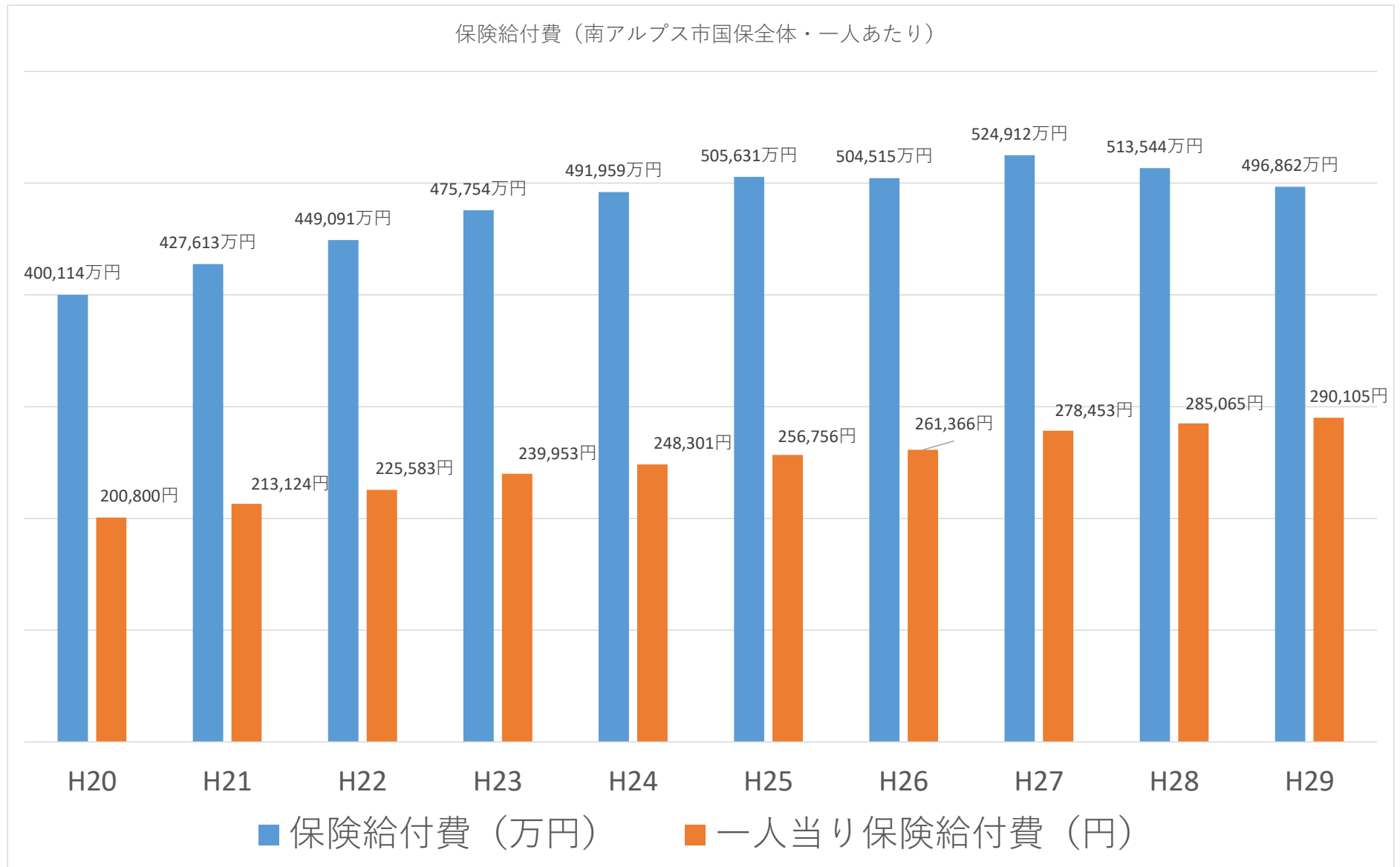
南アルプス市人口	71,614 人
国保加入者(被保険者)数	16,212 人
国保加入者の割合	22.6%



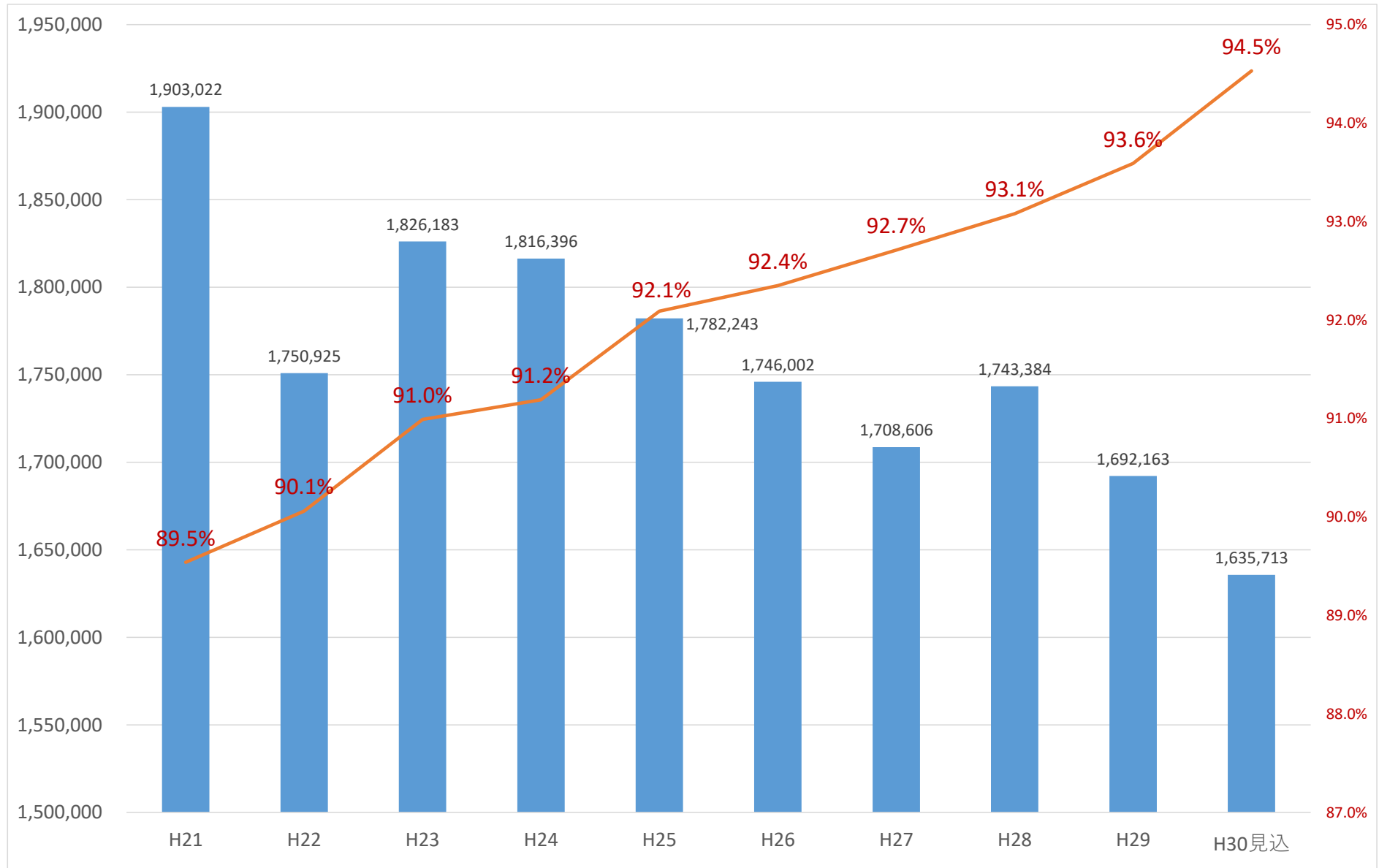
南アルプス市国民健康保険 加入者推移



南アルプス市国民健康保険 保険給付費の推移



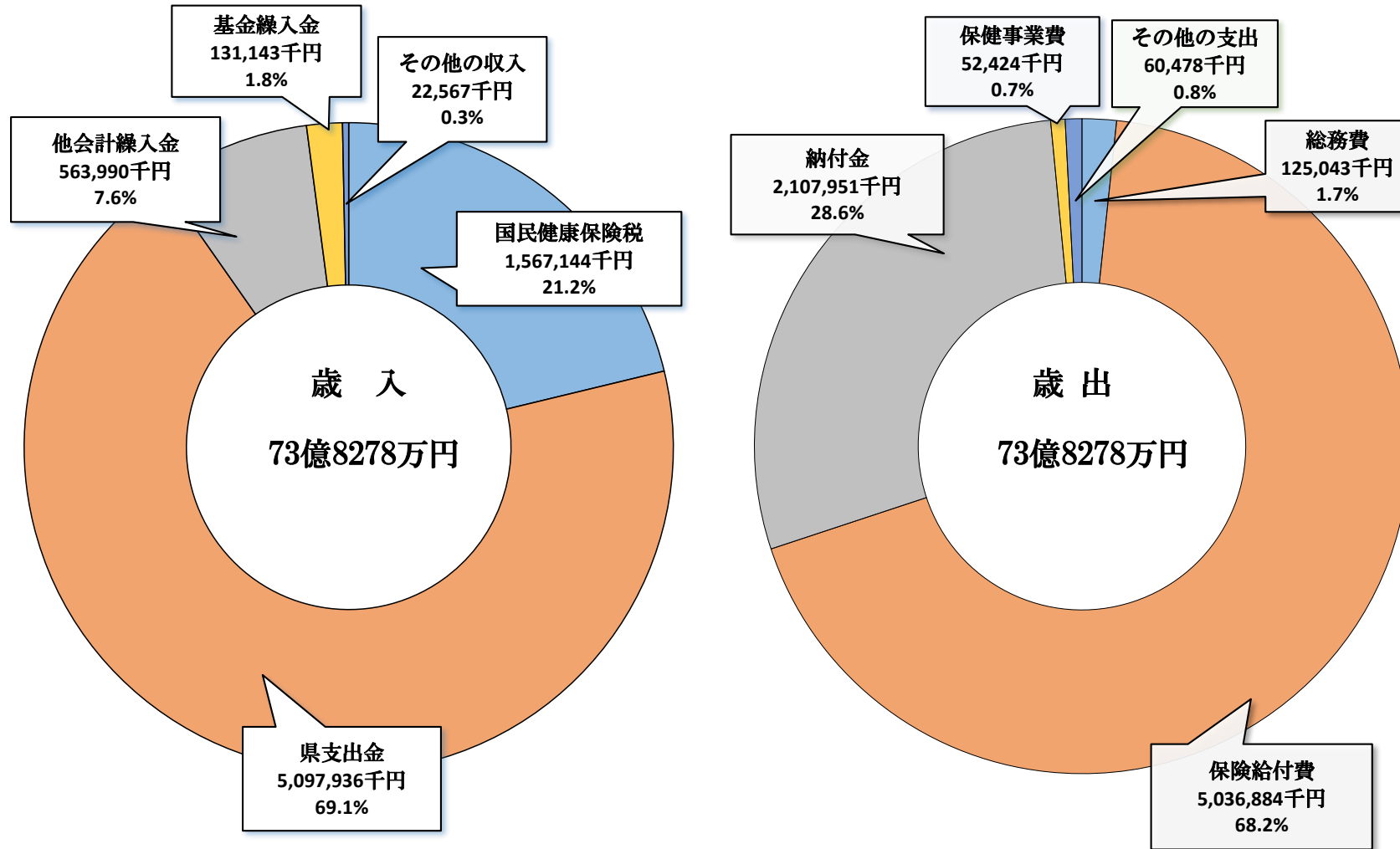
南アルプス市国民健康保険 国民健康保険税（現年度分）調定額・収納率の推移



南アルプス市国民健康保険特別会計予算の状況

平成31年度予算

(単位：千円)

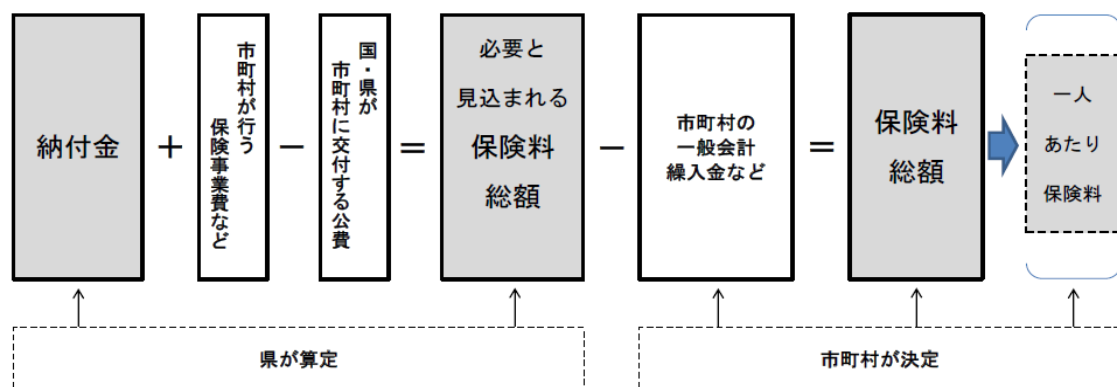


納付金について

納付金と保険料の違い

参考資料

- ・納付金 = 市町村が県に納める金額
- ・保険料総額 = 市町村が被保険者に対する保険料率を算定するための基礎となる金額



納付金総額の比較（平成30年度－平成31年度）

市町村名	平成30年度 納付金総額	平成31年度 納付金総額	増減額	増減率
甲府市	5,777,128,770 円	5,850,578,207 円	+ 73,449,437 円	+ 1.3 %
富士吉田市	1,481,478,399 円	1,497,701,562 円	+ 16,223,163 円	+ 1.1 %
都留市	873,621,754 円	872,108,779 円	▲ 1,512,975 円	▲ 0.2 %
山梨市	1,199,637,277 円	1,263,202,878 円	+ 63,565,601 円	+ 5.3 %
大月市	783,590,626 円	812,126,361 円	+ 28,535,735 円	+ 3.6 %
韮崎市	772,593,747 円	850,148,052 円	+ 77,554,305 円	+ 10.0 %
南アルプス市	2,038,513,285 円	2,107,947,980 円	+ 69,434,695 円	+ 3.4 %
北杜市	1,614,860,287 円	1,766,839,643 円	+ 151,979,356 円	+ 9.4 %
甲斐市	1,965,927,701 円	2,086,608,225 円	+ 120,680,524 円	+ 6.1 %
笛吹市	2,458,834,876 円	2,531,256,762 円	+ 72,421,886 円	+ 2.9 %
上野原市	789,002,958 円	810,693,238 円	+ 21,690,280 円	+ 2.7 %
甲州市	1,145,323,122 円	1,210,439,045 円	+ 65,115,923 円	+ 5.7 %
中央市	826,357,396 円	842,399,523 円	+ 16,042,127 円	+ 1.9 %
早川町	33,078,034 円	40,479,067 円	+ 7,401,033 円	+ 22.4 %
身延町	477,981,323 円	475,429,823 円	▲ 2,551,500 円	▲ 0.5 %
南部町	232,543,557 円	260,132,588 円	+ 27,589,031 円	+ 11.9 %
昭和町	495,004,662 円	569,288,389 円	+ 74,283,727 円	+ 15.0 %
道志村	71,013,790 円	66,979,265 円	▲ 4,034,525 円	▲ 5.7 %
西桂町	110,741,312 円	112,028,680 円	+ 1,287,368 円	+ 1.2 %
忍野村	230,910,924 円	228,244,200 円	▲ 2,666,724 円	▲ 1.2 %
山中湖村	317,617,247 円	310,915,007 円	▲ 6,702,240 円	▲ 2.1 %
鳴沢村	121,764,545 円	119,456,535 円	▲ 2,308,010 円	▲ 1.9 %
小菅村	28,359,822 円	17,286,307 円	▲ 11,073,515 円	▲ 39.0 %
丹波山村	14,185,050 円	16,366,064 円	+ 2,181,014 円	+ 15.4 %
富士河口湖町	878,721,507 円	905,216,865 円	+ 26,495,358 円	+ 3.0 %
市川三郷町	462,962,852 円	499,585,061 円	+ 36,622,209 円	+ 7.9 %
富士川町	464,477,412 円	451,673,318 円	▲ 12,804,094 円	▲ 2.8 %
県合計	25,666,232,235 円	26,575,131,424 円	+ 908,899,189 円	+ 3.5 %

一人あたり納付金・調整措置について

一人あたり納付金額の比較（平成30年度－平成31年度）

市町村名	平成30年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	127,637 円	137,303 円	+ 9,666 円	+ 7.6 %
富 士 吉 田 市	132,473 円	142,344 円	+ 9,871 円	+ 7.5 %
都 留 市	126,587 円	131,597 円	+ 5,010 円	+ 4.0 %
山 梨 市	128,648 円	139,619 円	+ 10,971 円	+ 8.5 %
大 月 市	130,479 円	138,905 円	+ 8,426 円	+ 6.5 %
韭 崎 市	112,929 円	126,404 円	+ 13,475 円	+ 11.9 %
南アルプス市	123,064 円	132,514 円	+ 9,450 円	+ 7.7 %
北 杜 市	107,506 円	120,306 円	+ 12,800 円	+ 11.9 %
甲 斐 市	117,774 円	131,644 円	+ 13,870 円	+ 11.8 %
笛 吹 市	130,579 円	141,141 円	+ 10,562 円	+ 8.1 %
上 野 原 市	134,858 円	145,070 円	+ 10,212 円	+ 7.6 %
甲 州 市	124,070 円	135,398 円	+ 11,328 円	+ 9.1 %
中 央 市	118,818 円	128,794 円	+ 9,976 円	+ 8.4 %
早 川 町	121,073 円	137,684 円	+ 16,611 円	+ 13.7 %
身 延 町	148,082 円	159,103 円	+ 11,021 円	+ 7.4 %
南 部 町	123,890 円	142,564 円	+ 18,674 円	+ 15.1 %
昭 和 町	121,959 円	146,117 円	+ 24,158 円	+ 19.8 %
道 志 村	144,134 円	145,578 円	+ 1,444 円	+ 1.0 %
西 桂 町	116,050 円	121,873 円	+ 5,823 円	+ 5.0 %
忍 野 村	130,419 円	140,319 円	+ 9,900 円	+ 7.6 %
山 中 湖 村	156,340 円	164,993 円	+ 8,653 円	+ 5.5 %
鳴 沢 村	128,587 円	129,987 円	+ 1,400 円	+ 1.1 %
小 菅 村	108,244 円	96,035 円	▲ 12,209 円	▲ 11.3 %
丹 波 山 村	85,970 円	96,841 円	+ 10,871 円	+ 12.6 %
富士河口湖町	139,512 円	149,743 円	+ 10,231 円	+ 7.3 %
市 川 三 郷 町	119,686 円	131,099 円	+ 11,413 円	+ 9.5 %
富 士 川 町	129,872 円	133,320 円	+ 3,448 円	+ 2.7 %
県 平 均	125,527 円	136,120 円	+ 10,593 円	+ 8.4 %

調整措置（一人あたり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	平成31年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	140,193 円	+ 3.2 %	137,303 円	▲ 2,890 円	▲ 122,859,680 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	144,546 円	+ 3.0 %	142,344 円	▲ 2,202 円	▲ 23,160,636 円
都 留 市	140,048 円	131,597 円	▲ 2.1 %	131,597 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	139,619 円	+ 0.3 %	139,619 円	0 円	0 円
大 月 市	139,316 円	138,905 円	▲ 0.1 %	138,905 円	0 円	0 円
韭 崎 市	120,184 円	126,404 円	+ 1.7 %	126,404 円	0 円	0 円
南アルプス市	123,064 円	135,951 円	+ 3.4 %	132,514 円	▲ 3,437 円	▲ 54,658,611 円
北 杜 市	116,889 円	120,306 円	+ 1.0 %	120,306 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	131,644 円	+ 1.3 %	131,644 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	147,464 円	+ 4.1 %	141,141 円	▲ 6,323 円	▲ 113,371,390 円
上 野 原 市	134,858 円	148,117 円	+ 3.2 %	145,070 円	▲ 3,047 円	▲ 17,020,542 円
甲 州 市	124,070 円	147,863 円	+ 6.0 %	135,398 円	▲ 12,465 円	▲ 111,424,635 円
中 央 市	118,818 円	136,375 円	+ 4.7 %	128,794 円	▲ 7,581 円	▲ 49,556,997 円
早 川 町	121,073 円	177,642 円	+ 13.6 %	137,684 円	▲ 39,958 円	▲ 11,747,652 円
身 延 町	148,082 円	161,492 円	+ 2.9 %	159,103 円	▲ 2,389 円	▲ 7,138,332 円
南 部 町	155,450 円	142,564 円	▲ 2.8 %	142,564 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	146,117 円	+ 0.6 %	146,117 円	0 円	0 円
道 志 村	150,147 円	145,578 円	▲ 1.0 %	145,578 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	121,873 円	▲ 4.1 %	121,873 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	142,632 円	+ 3.0 %	140,319 円	▲ 2,313 円	▲ 3,758,625 円
山 中 湖 村	156,340 円	164,993 円	+ 1.8 %	164,993 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	129,987 円	▲ 7.5 %	129,987 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	96,035 円	▲ 5.8 %	96,035 円	0 円	0 円
丹 波 山 村	85,970 円	120,589 円	+ 11.9 %	96,841 円	▲ 23,748 円	▲ 4,013,412 円
富士河口湖町	144,160 円	149,743 円	+ 1.3 %	149,743 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	145,556 円	+ 6.7 %	131,099 円	▲ 14,457 円	▲ 55,095,627 円
富 士 川 町	142,906 円	133,320 円	▲ 2.3 %	133,320 円	0 円	0 円
県 平 均	129,820 円	139,063 円	+ 2.3 %	136,120 円	▲ 2,943 円	▲ 573,806,139 円

平成31年度国民健康保険税率等について

○南アルプス市国民健康保険税率等の改定状況

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
改定	据置	据置	据置	据置	改定	据置	据置	据置

直近では、平成23年度、平成28年度に改定を行っています。
平成28年度以降の税率等は据え置きとしています。

○現行の保険税率等

(単位：円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.80%	2.35%	1.75%
均等割	25,000	8,600	9,000
平等割	24,000	7,800	6,700

○平成31年度国民健康保険特別会計予算

(単位：千円)

歳出	納付金	保健事業	保険給付費等	合計
	2,107,948	52,424	5,222,408	7,382,780

歳入	国保税	県支出金 一般会計繰入金等	基金繰入金	合計
	1,567,144	5,684,493	131,143	7,382,780

平成31年度予算編成にあたり、歳入歳出予算に不足する財源は、国民健康保険財政調整基金を充てて補いました。

○平成31年度国民健康保険税率等について

平成31年度に不足する財源は、国民健康保険財政調整基金から繰入を行うことで確保できたため、
平成31年度国民健康保険税は、現状の税率を据置くこととしました。

国民健康保険財政調整基金について

○南アルプス市国民健康保険財政調整基金の活用について

①基金残高の推移

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
前年度末残高	310,681	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399
年度中取崩額	0	0	48,000	0	0	0
年度中積立額	161	90	161	184	122	317,034
年度末残高	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399	580,433

平成30年度中に約3億1千7百万円を積み立てることで、年度末残高として約5億8千万円を確保できました。

②基金の活用方法

ア 予算編成時の対応

国民健康保険財政に不足が生じた場合、保険税率の検討と併せて基金財源の活用を検討する。

イ 決算時の対応

保険税の収納不足があった場合に備えて基金残高を確保する。

③平成31年度当初予算での取崩後の基金残高

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度 (見込)	平成32年度
前年度末残高	263,399	580,433	449,291
年度中取崩額	0	131,143	未定
年度中積立額	317,034	1	未定
年度末残高	580,433	449,291	未定

平成31年度に1億3千1百万円の取崩しを行った場合、残高は約4億5千万円となり、過去5年間の残高推移の状況から、決算時の対応にも対処可能と考えます。

ただし、今後の納付金の納付に必要な額の確保のため、納付金額の動向と基金残高の推移を注視していく必要があります。

南アルプス市国民健康保険 国保税率(額)の推移

(単位：円)

	医療分				後期高齢者支援金分				介護分				限度額合計
	所得割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	平等割	限度額	
20年度	5.30%	26,000	23,500	470,000	1.85%	8,600	7,800	120,000	1.60%	9,500	8,500	90,000	680,000
21年度	5.80%	25,000	23,500	470,000	1.85%	8,600	7,800	120,000	1.60%	9,500	8,500	<u>100,000</u>	<u>690,000</u>
22年度	5.80%	25,000	23,500	<u>500,000</u>	1.85%	8,600	7,800	<u>130,000</u>	1.60%	9,500	8,500	100,000	<u>730,000</u>
23年度	5.80%	25,000	23,000	<u>510,000</u>	2.35%	8,600	7,800	<u>140,000</u>	1.60%	9,500	8,500	<u>120,000</u>	<u>770,000</u>
24年度	5.80%	25,000	23,000	510,000	2.35%	8,600	7,800	140,000	1.60%	9,500	8,500	120,000	770,000
25年度	5.80%	25,000	23,000	510,000	2.35%	8,600	7,800	140,000	1.60%	9,500	8,500	120,000	770,000
26年度	5.80%	25,000	23,000	510,000	2.35%	8,600	7,800	<u>160,000</u>	1.60%	9,500	8,500	<u>140,000</u>	<u>810,000</u>
27年度	5.80%	25,000	23,000	<u>520,000</u>	2.35%	8,600	7,800	<u>170,000</u>	1.60%	9,500	8,500	<u>160,000</u>	<u>850,000</u>
28年度	6.80%	25,000	24,000	<u>540,000</u>	2.35%	8,600	7,800	<u>190,000</u>	1.75%	9,000	6,700	160,000	<u>890,000</u>
29年度	6.80%	25,000	24,000	540,000	2.35%	8,600	7,800	190,000	1.75%	9,000	6,700	160,000	890,000
30年度	6.80%	25,000	24,000	<u>580,000</u>	2.35%	8,600	7,800	190,000	1.75%	9,000	6,700	160,000	<u>930,000</u>
31年度	6.80%	25,000	24,000	<u>610,000</u>	2.35%	8,600	7,800	190,000	1.75%	9,000	6,700	160,000	<u>960,000</u>

※ 背景塗は、国保税率変更の年

※ 下線赤字は、法令改正により賦課限度額変更した金額

国保税の計算例 ①

○4人家族(世帯主(夫)43歳、妻38歳、子10歳、夫の母72歳)の場合

	年齢	介護該当	職業	所得の種類	収入	所得	軽減判定所得 (軽減非該当)	課税所得金額 (所得-33万円)
世帯主	43	○	自営業	(営業所得)	500万円	210万円	210万円	177万円
妻	38		パート	(給与所得)	100万円	35万円	35万円	2万円
子	10		小学生		0万円	0万円	0万円	0万円
母	72		年金受給者	(年金所得)	110万円	0万円	0万円	0万円
合計					710万円	245万円	245万円	179万円

	医療分	支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満の人のみ)
所得割	課税所得金額 179万円 × 6.80% = 121,720円	課税所得金額 179万円 × 2.35% = 42,065円	課税所得金額 177万円 × 1.75% = 30,975円
均等割	1人あたりの金額 25,000円 × 4人 = 100,000円	1人あたりの金額 8,600円 × 4人 = 34,400円	1人あたりの金額 9,000円 × 1人 = 9,000円
平等割	1世帯あたりの金額 24,000円	1世帯あたりの金額 7,800円	1世帯あたりの金額 6,700円
合計	A 245,720円	B 84,265円	C 46,675円
軽減判定所得		均等割・平等割 の軽減判定	OA+B+C
7割軽減	5割軽減	軽減なし	1年間の国民健康保険税額 376,660円
33万円	33万円+ 28万円×被保険者数		
	33万円+ 51万円×被保険者数		376,600円

国保税の計算例 ②

○2人家族(世帯主(夫)68歳、妻64歳)の場合

	年齢	介護 該当	職業	所得の種類	収入	所得	軽減判定所得 (7割軽減該当)	課税所得金額 (所得-33万円)
世帯主	68		年金受給者	(年金所得)	110万円	0万円	0万円	0万円
妻	64	○	主婦		0万円	0万円	0万円	0万円
合計					110万円	0万円	0万円	0万円

	医療分	支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満の人のみ)
所得割	課税所得金額 0万円 × 6.80% = 0円	課税所得金額 0万円 × 2.35% = 0円	課税所得金額 0万円 × 1.75% = 0円
均等割	1人あたりの金額 25,000円 × 2人 = 50,000円	1人あたりの金額 8,600円 × 2人 = 17,200円	1人あたりの金額 9,000円 × 1人 = 9,000円
平等割	1世帯あたりの金額 24,000円	1世帯あたりの金額 7,800円	1世帯あたりの金額 6,700円
合計	A 74,000円	B 25,000円	C 15,700円
軽減判定所得		均等割・平等割 の軽減判定	OA+B+C
7割軽減	5割軽減	7割軽減	1年間の国民健康保険税額 均等割・平等割7割軽減後
33万円	33万円+ 28万円×被保険者数		
	33万円+ 51万円×被保険者数		34,400円